

四国中央市児童見守りシステム整備事業 企画提案（プロポーザル）実施要領

令和8年8月

四 国 中 央 市

四国中央市児童見守りシステム整備事業に係る企画提案(プロポーザル)
実施要領

1. 目的

本実施要領は、四国中央市立小学校において、児童の登下校中の安全を確保するために、児童が見守り端末を所持することにより、登下校の状況を保護者へ提供することで、安心感の向上に資することを目的とし、四国中央市児童見守りシステム整備事業の受託者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

四国中央市児童見守りシステム整備事業

(2) 事業の内容

本事業は、市内全小学校及び児童クラブに見守りスポット用固定基地局を設置し、児童が携行する見守り端末との通信により児童の地点通過情報を記録し、保護者が登下校等の状況を確認できるシステムを整備するものである。

なお、業務の仕様は、実施要領(別冊)四国中央市児童見守りシステム整備事業基本仕様書(以下「基本仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月1日まで

※初期構築完了後の利用契約は別途締結する。

3. 選定方式

参加表明書等の書類による第一次審査(資格審査)後、第二次審査として企画提案書等の提出を求め、四国中央市児童見守りシステム整備事業受託者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選定する公募型によるプロポーザル方式とする。

4. 主催者及び事務局

(1) 主催者

四国中央市長 大西 賢治

(2) 事務局

四国中央市教育委員会学校政策課

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電 話 (0896)28-6136

メール school_policy@city.shikokuchuo.ehime.jp

support00@shikokuchuo.ed.jp

※メールは上記のアドレス(両方)へお願いします。

5. 提案者に求められる参加資格要件

本企画提案の参加者は、下記の要件を全て満たさなければならない。

(1)入札参加資格審査申請書(令和7・8年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書(業務委託)をいう。以下同じ。)を提出し、参加表明書提出期限の前日までに入札参加資格業者名簿に登載されている者であること。

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

(3)参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成16年四国中央市告示第35号)に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(4)会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと。

(5)民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(7)令和3年4月1日から公告の日までにおいて、本市と同等規模(人口10万人程度)の自治体に対し、同種の事業における導入実績(事業者またはアプリケーションいずれかの実績)を有すること。

(8)仕様書等の内容を熟読し、業務内容等を十分理解した上で本企画提案に参加すること。

(9)日本国内に当該業務のサポートができるサービス拠点を有し、問題等が発生したときは、概ね2時間以内に初期対応の作業に着手できること。

6. 基本仕様書等の配布

(1)配布期間

令和8年8月4日(火)から同年8月19日(水)17時まで(休日を除く。)

(2)配布場所

「4. 主催者及び事務局(2)」における事務局及び市公式ホームページ

7. 第1次審査の実施(書類審査による評価)

提出された提案書類により、事務局が企画提案の参加表明に関する下記書類の審査を行う。要求する水準以上の上位3者を二次審査の対象として選定する。

※参加を希望する者は、以下の書類を提出してください。

(1)提出書類

①参加表明書(様式1)

②会社概要(様式2)

③事業実績確認書(様式3)

(2)提出期間

令和8年8月4日(火)から同年8月25日(火)17時まで
(提出が遅れた場合の参加は認めない。)

(3)提出先

「4. 主催者及び事務局(2)」における事務局

(4)提出方法

直接手交又は書留郵便

※名刺を持参(封入)してください。

8. 第1次審査結果の通知

(1)審査結果

審査結果は、令和8年9月4日(金)に、参加表明者に対して参加表明書(様式1)に記載されたメールアドレス宛にEメールを送信します。なお、審査結果に関する問い合わせは受け付けません。

(2)参加資格確認書

資格審査通過者には、参加資格確認書を審査結果とともに送信します。その参加資格確認書にて、下記の事項を通知します。

①資格審査結果

②企画提案書で使用する提案者記号(例:A社、B社、C社)

なお、提案者記号は、事務局が決定します。また、参加表明者が1者のみであっても、参加資格を有する者であればプロポーザルをそのまま実施します。

9. 第2次審査の実施(プレゼンテーション・ヒアリングによる評価)

第1次審査で選定された事業者から、企画提案書等の内容についてプレゼンテーションを受け、ヒアリングを行い評価する。評価点が最も高かった者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。なお、審査に係る内容は非公開とする。

(1)企画提案書の提出

以下、定められた日時までに、企画提案書一式を提出してください。

(2)提出書類

①企画提案書(様式5) [正本1部 副本10部 計11部]

②企画提案書(様式5)[正本]のデータが入った電子媒体(CD-R 又は DVD-R 1部)

③業務実施スケジュール[自由形式 正本1部 副本10部 計11部]

④事業実施体制書(様式6)

⑤企画提案誓約書(様式7)

⑥価格提案書(様式8)

(3)提出期間

令和8年9月4日(金)から同年9月18日(金)17時まで

(提出が遅れた場合の参加は認めない。)

(4) 提出場所

「4. 主催者及び事務局(2)」における事務局

(5) 提出方法

直接手交とします。

(6) 失格要件

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 応募資格がなく提出書類を提出した場合
- ③ 提出書類の作成要領、提出方法及び提出期限に適合しない場合
- ④ 他者の提出図書を盗用した疑いがあると事務局が認めた場合
- ⑤ 複数の企画提案書を提出した場合
- ⑥ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑦ その他選定委員会が不適格と認めた場合

10. 提案上限額

(1) 四国中央市児童見守りシステム整備事業

提案上限額(総額) 一金 15,697,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

○ 提案上限額(総額)を超えた場合は失格となります。

11. 質疑

参加表明及び本企画提案の内容に対する質疑の方法は、Eメールのみとします。その際は、質問書(様式4)を用いてください。

(1) 提出期間

令和8年8月4日(火)から同年8月19日(水)17時まで(期限内必着)

(2) 提出先

「4. 主催者及び事務局(2)」における事務局

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年8月21日(金)までに質問者及び参加者全員に対してEメールにより行います。なお、本企画提案の実施において、公平性が保たれないと判断される質疑については回答しない場合があります。また、質疑に対する回答は、本プロポーザルの実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなします。

12. 受託者の選定

(1) 基本的な考え方

① 受託者選定については、プレゼンテーション・ヒアリング審査等の評価をもとに、本事業の内容に最も適すると認められる者を選定することとします。なお、企画提案書の提出が1社のみであった場合でも審査を行い、事務局が求める目的に添ったものであると判断した場合においては、その者を優先交渉権者とします。

②提出書類等は、あくまでも四国中央市児童見守りシステム整備事業を受託する者を選定するための資料であり、その考え方は尊重しますが、そこに盛り込まれた内容の全てが実際の事業の条件になるとは限りません。当該事業を進めるに当たっては、市教育委員会と受託者の協議などにより提案内容を変更することがあります。

③選定委員会において選定された優先交渉権者は、事業内容の確認後、受託契約の締結交渉を行います。なお、優先交渉権者の提出した価格提案書の提案価格(総額)を超える金額での契約は締結しません。また、この契約の締結交渉に参加した者が契約を辞退した場合、次点交渉権者と事業内容の確認及び受託契約の締結交渉を行います。市は、交渉が成立した者を受託者と決定します。選定は、選定委員会が行います。

(2) 選定方法

①第1次審査（書類審査による評価の実施）

参加表明に関する提出書類の内容について、事務局による書類審査を実施し、参加資格要件及び実績を確認するものとする。

②第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施）

参加資格要件を満たした者に対して、企画提案書の内容についてのプレゼンテーション・ヒアリング審査を行います。

審査は、事業者名を公表しない形でプレゼンテーション・ヒアリング審査を以下のとおり行うことを予定しています。詳細な内容は参加者選定の結果と併せて通知します。

- プレゼンテーションは1者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は40分以内とする。
- 必要な機器は提案者が全て準備するものとする。ただし、スクリーンは、主催者が準備するものとする。
- 提出した企画提案書に沿ってプレゼンテーションを行うこと。
- 項目に相似したものであれば、他のオプション業務等を説明することを認める。
- 営業的な挨拶や発言をプレゼンテーション中に行わないこと。

□ 日程について

区分 プレゼンテーション・ヒアリング審査

開催日 令和8年9月29日(火)

実施時間 13時30分から17時まで

場所 四国中央市庁5階大会議室

備考 1提案者につき説明40分、質疑応答10分とします。

※プレゼンテーション・ヒアリング審査は、参加状況により変更する場合があります。

(3) 選定基準

①企画提案書評価点(350点)

企画提案書等の審査は、プレゼンテーション・ヒアリング審査内容を踏まえた上で、企画提案選定基準表をもとに企画提案書評価点を採点します。

②価格評価点(150点)

価格評価点は、下記の方法により算出します。

i) 価格評価点 = 配点(150点) × (偏差値 / 100) ※小数点以下四捨五入

ii) 偏差値 = $-10 \times (\text{見積価格} - \text{見積価格の平均値}) / \text{標準偏差} + 50$

iii) 標準偏差 = $\sqrt{((\text{見積価格} - \text{見積価格の平均値})^2 \text{ 乗の総和} / \text{提案者数})}$ の平方根

※提案価格が提案上限額を超える場合は失格となります。

③上記①、②の合計点数を算出し、最も点数の高い者を最優秀提案者として選定します。なお、合計評価点数が同点の場合は、提案価格(総額)の低い提案者を選定します。

(4) 業務委託契約

① 契約形態

交渉権者と交渉が成立した場合に業務委託契約を締結することとする。

② 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。

③ 費用の支払

委託料の支払については、検査後の一括払いを原則とするが、受託者と協議の上決定する。なお、四国中央市業務委託契約約款(公共工事に係るもの以外の業務)の規定に基づくものとする。

④ 契約保証金等

四国中央市契約規則(平成16年四国中央市規則第50号)に基づき請負金額の100分の10以上の納付又は同等の担保を求めるものとする。

13. 受託者選定結果の通知

最終の選定の結果(総得点・順位)は、速やかに企画提案参加者全員に通知します。

14. 企画提案参加者の失格

- (1) 前記「5. 提案者に求められる参加資格要件」のいずれかの要件を満たさなくなった者
- (2) 審査員又は関係者に企画提案に対する援助を直接的又は間接的に求めるなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 価格提案書の提案価格(総額)が、費用内訳の見積価格の合計額と異なる場合

15. その他の留意事項

- (1) 本企画提案に要する費用は、全て企画提案参加者の負担とします。
- (2) 参加表明書提出後、辞退を希望する場合は速やかに辞退届を提出してください。
- (3) 提出書類は、日本語を用いることとし、通貨は日本円とします。
- (4) 受付期間終了後の企画提案書等の修正及び変更は一切認めません。
- (5) 提出された企画提案書等は返還しません。
- (6) 企画提案書等は、選定に伴う作業等必要な範囲内において、その写しを作成し使用

することができるものとします。

(7) 本企画提案に係る情報公開請求があった場合は、四国中央市情報公開条例(平成16年四国中央市条例第15号)に基づき、提出書類を公開する場合があります。

16. 主なスケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は以下のとおりとします。

内 容	時 期
公募開始	令和8年8月4日(火)
質問書提出期限	令和8年8月19日(水)17時まで
質問書回答日	令和8年8月21日(金)
入札参加資格名簿登載期限	令和8年8月24日(月)
参加表明書等(第1次)提出期限	令和8年8月25日(火)17時まで
第1次審査結果通知日	令和8年9月4日(金)
企画提案書等(第2次)提出期限	令和8年9月18日(金)17時まで
第2次審査(プレゼンテーション)日	令和8年9月29日(火)
審査結果通知	令和8年10月上旬(予定)
契約交渉	令和8年10月中旬(予定)
業務委託契約	令和8年10月下旬(予定)

※スケジュールは変更する場合があります。